



R8税制改正のポイント～消費税～

1・2月号のサンワライナーにおいて、R8 税制改正大綱特集について取り上げましたが、今回は消費税のインボイス制度の見直しについて取り上げていきます。

(1) 2割特例の見直し

(改正前)

法人は令和8年9月30日までの日の属する課税期間、個人事業者は令和8年12月31日までの消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例。

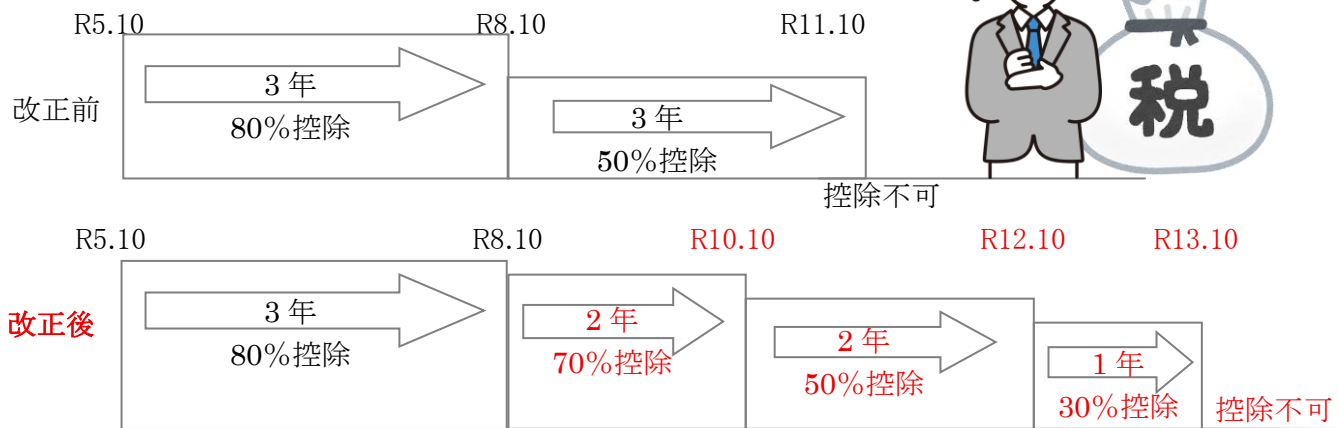
(改正後)

個人事業者のみを対象に、令和9年分及び令和10年分限りの措置として、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の「3割」とすることができる措置が講じられます。

(2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除可能割合の見直し

従来は令和5年10月1日から令和8年9月30日までは、控除可能割合が80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは、控除可能割合が50%、令和11年10月1日からは控除不可でしたが、令和8年度の税制改正において、この経過措置の適用期限が2年延長されるとともにその控除割合も見直されます。

内容に関しては、改正前と改正後で図に表すと以下のようになります。



4月の税務カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
4 ・ 5 月				1	2	3	④
	⑤	6	7	8	9	10	⑪
	⑫	13	14	15	16	17	⑮
	⑰	20	21	22	23	24	⑳
	㉑	27	28	29	30	1	②
	③	④	⑤	6	7	8	⑨
	⑩	11	12	13	14	15	⑯

4月の主な税務

- 4/10(金) ・3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 4/23(木) ・令和7年分申告所得税の口座振替
- 4/30(木) ・令和7年分個人消費税の口座振替
- 4/30(木) ・2月決算法人の確定申告と納税
- ・8月決算法人の中間申告と納税
- ・消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告と納税



令和8年3月分(4月納付分)から保険料率が変わります
★介護保険料率【現在: 1.59%⇒変更後: 1.62%】